

朝日町告示第60号



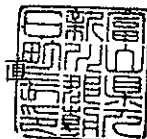
字の区域の廃止について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、本町の字の区域を次のとおり廃止するものとし、同条第2項の規定により告示する。

上記の処分は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第179条の規定により、土地改良法（昭和24年法律第195号）第54条第4項の規定による非補助ほ場整備事業辻岩崎地区の換地処分の告示のあった日の翌日からその効力を生ずるものとする。

平成29年12月21日

朝日町長 笹原 靖



字の区域の廃止に関するもの

市町村名	大字名	従前の字の区域を廃止する区域	
		字名	地番
朝日町	山崎	稲葉	912の6
		上砂田	943の3、943の12から943の14、 943の23、943の32、943の38、 943の39、943の41から943の51
		水門口	881の1、881の3から881の5、 882の1から882の3、883の1、883の3、 884の1、884の5、884の8、884の10、 885の3、886の1、886の2、887の1、 887の2、893の1、900の1、900の2、 901、912の1、912の3
		川原平	902の1から902の3、903の1、903の5、 909の3、909の5、910、911の3、914、 915、916の1、917の1、917の2、 917の4、922の3、923の1、923の3、 925の1、926の1、926の2、927、 928の1、929の1、930、931の1、 931の4、933の3、934の3、941の1、 941の2、942の2
		中砂田	944の2の3、944の6
		柳原	1062の6、1062の7、1076の2、 1078の3、1079の1、1079の2、 1080の1、1080の3、1085の2、 1085の5

上記の区域内にある国有地の全部を含む。